

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構中部国際センター（JICA 中部）が、2018 年 3 月より技術研修を開始する予定の案件に関し、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成 15 年 10 月 1 日細則（調）第 8 号）に基づき、別紙のとおり公告します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 中部研修業務課（電話：052-533-0220、担当：鶴田）宛にお願いします。

2017 年 9 月 4 日

独立行政法人国際協力機構
中部国際センター
契約担当役
所長 阪倉 章治

2017年度国別研修タンザニア「参加型地域社会開発（政策担当者向け）」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中部国際センター（以下「JICA 中部」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、タンザニア「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクトフェーズ2」の一環として、地方自治庁、地方自治研修所、州政府及び県政府の政策決定者に対し、参加型地域社会開発に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人 青年海外協力協会 中部支部（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、過去4年間類似の課題別研修を受託しており、またJICA 中部所管地域において過去に複数のJICA 研修事業の受注実績があります。さらに学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別紙1 研修委託契約業務概要の通り。

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において、平成28・29・30年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、以下ア～クの要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている

- ⑥ 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関

係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- ① 業務を統括するための業務総括者を選任し、当機構担当者や当該研修分野に知見を有する外部有識者及び JICA プロジェクト専門家等と綿密な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。
- ② 業務総括者は研修運営の経験を有すること。
- ③ 研修コースを中部（愛知、岐阜、三重、静岡）で実施することができる者。但し、一部日程をその他の地域で実施することは差支えない。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2017年9月04日（月）午前10時から 同年9月19日（火）正午まで（郵送の場合、期間内必着）
	提出場所	〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7 JICA 中部 研修業務課 （担当：鶴田）
	提出書類	・ 参加意思確認書（別紙2） ・ 同書2応募要件に記載の各事項を証明する資料
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください）
(2) 審査結果の通知	通知日	2017年9月25日（月）
	通知方法	参加意思確認書の提出者：郵送 特定者：JICA 中部ホームページ「調達情報/研修委託契約」にて公開
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7 JICA 中部 研修業務課 （担当：鶴田）
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください）
	回答予定日	2017年9月29日（金）
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規定は、当機構ホームページの「調達情報」(アドレス <http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について：
 - ① 本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページで原則公表しますのでご承知おき下さい。
 - ② 本公募により契約に至った契約相手方と契約に関する情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、必要な情報を当機構へ提供すること及び情報を公表することに同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行うことについてご理解をお願いいたします。
 - ③ 具体的には、参加意思確認書の提出をもって本件情報の公表について同意されたものとしします。

担当部課：JICA 中部研修業務課

以 上

研修委託契約業務概要

1. 当該研修コースの概要

- (1) 研修コース名
2017年度国別研修タンザニア「参加型地域社会開発（政策担当者向け）」
- (2) 研修期間（予定）
全体受入期間：2018年3月4日から2018年3月12日
技術研修期間：2018年3月5日から2018年3月11日
- (3) 研修員
定員：7名（予定）
研修対象国：タンザニア
研修対象者：地方自治庁、地方自治研修所、州政府及び県政府の政策決定者
- (4) 研修言語
英語
- (5) 研修の目的等
 - 研修目的
研修参加者が、住民主体の開発と其処に対する政府の役割・参加の形の重要性と有効性を理解し、内在化・共有化すること。
 - 研修項目
 - ① タンザニアにおける地域自治：住民・行政の関係や課題に係るブレインストーミング
 - ② PLSDの基本的考え方・視点
 - ③ PLSDの理論的枠組み（3要素・4面体・5類型）＝地域社会システムの基本
 - ④ PAの基本的視点・実践手法＝現場ファシリテーターの役割、能力・経験等
 - ⑤ 事例紹介 / 韓国・セマウル運動＝内外システムの連携構築、参加型プロジェクトの要諦
 - ⑥ PLSDに基づくProject 調査・計画・M&E＝実践的総括・意識化
 - ⑦ 飯田市の地域自治：行政、公民館、集落自治会
 - ⑧ O&ODの支援・展開に向けた要点の整理・共有化
- (6) 研修内容
 - ① 研修方法
 - 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるべく実施する。
 - 演習・実験/実習：講義との関連性を重視し、これらを通して講義で学んだ内容を研修員が確認するとともに応用力を養うことができること、加えて帰国後の実務により役立つことを狙いとして実施する。

- 見学・研修旅行：講義で得た知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を研修員が習得できるように努める。研究機関だけでなく民間企業等への訪問も含め、研修員がより適応範囲の広い技術を習得することを狙いとして実施する。
- レポート作成・発表：各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めることを狙いとして実施する各レポートの作成をさせる。

②研修付帯プログラム（当機構が実施するプログラム）

- ブリーフィング：来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。

2. 研修委託上の条件

（1）研修施設

研修にかかる施設は、原則として JICA 中部の施設や設備、機材を使用する。この場合、競争参加資格を有する者は JICA 中部の指示に従って使用することとし、必要があれば事前に双方で協議することとする。ただし、必要が認められる場合、JICA 中部以外の施設を別途手配することが可能である。

（2）契約履行期間（予定）

2017 年 12 月中旬から 2018 年 3 月下旬まで

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む）

（3）委託契約業務の内容

- 研修実施全般に関する業務
 - ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
 - ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
 - ③ JICA 中部その他関係機関との連絡・調整・
 - ④ 研修監理員との調整・確認
 - ⑤ 各種オリエンテーションの実施
 - ⑥ 研修の運営管理とモニタリング
 - ⑦ 研修員の経験・知識レベルの把握
 - ⑧ 各種発表会の実施
 - ⑨ 研修員からの技術的質問への回答
 - ⑩ 評価会への出席、実施補佐
 - ⑪ 閉講式への出席、実施補佐
 - ⑫ 反省会への出席
 - ⑬ 移動・旅行にかかる手配・経費支払
- 講義（演習・実習）の実施に関する業務
 - ① 講師の選定・確保
 - ② 講師への講義依頼文書の発出講義室及び使用資機材の確認
 - ③ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本

- を含む)・確認(著作権処理を含む)・CD-ROM化
- ④ 講義等実施時の講師への対応
- ⑤ 講師謝金の支払い
- ⑥ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑦ 講師(または所属先)への礼状の作成と送付

- 見学(研修旅行)の実施に関する業務

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 研修員・研修監理員・講師・同行者の国内移動手配に係る業務及び支払
- ④ 見学謝金等の支払い
- ⑤ 見学先への礼状の作成と送付

3. 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

4. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書と経費精算報告書を各1部ずつ、技術研修終了後速やか(契約履行期限日から起算して10営業日前まで)に提出する。

5. 留意事項

- 本研修は「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクトフェーズ2」の一環として実施するため、本研修実施にあたり、国内支援委員である外部有識者及びプロジェクト専門家等が研修カリキュラム・日程を検討、土台を作成する。受託機関はこれらに基づいて各種調整を含む研修の準備から実施までを担う。
- 受託機関は研修に同行する外部有識者及びプロジェクト専門家等より専門的知識・技術の助言を受けながら研修員の理解促進につながる技術的な情報提供も適宜行い、研修の成果確保に努めることとする。
- JICA 中部は、本研修コース実施にあたって英語の研修監理員を配置する。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員および研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を役割とする人材で、JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注する(委任契約)。
- 業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

以上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
中部国際センター契約担当役
所長 阪倉 章治 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2017 年度国別研修タンザニア「参加型地域社会開発（政策担当者向け）」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

平成 28, 29, 30 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

(所定の様式及び詳細は JICA 調達情報「競争参加資格」の通りです。

www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)

- 簡易審査申請書
- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」)
- 納税証明書(写) (その 3 の 3、発行日から 3 ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近 1 ヶ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上